

第389回南国市議会定例会会議録

第7日 平成28年3月22日 火曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
20番 西岡照夫君	21番 今西忠良君

＊

欠席議員

19番 福田佐和子君

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 吉川宏幸君
参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君	財政課長 渡部靖君
参事兼企画課長 西山明彦君	情報政策課長 崎山雅子君
危機管理課長 中島章君	税務課長 川村英嗣君
市民課長 島本佳枝君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 今久保康夫君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君
会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君	福祉事務所長 中村俊一君
教育長 大野吉彦君	教育次長兼学校教育課長 竹内信人君

生涯学習課長	谷合成章君	幼保支援課長	田内理香君
監査委員局長	細川千秋君	農業委員會長	土橋愛君
消防長	小松和英君		

—*—

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

—*—

議事日程

平成28年3月22日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成27年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成27年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成27年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成27年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成27年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 平成27年度南国市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第10号 平成28年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 平成28年度南国市下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成28年度南国市介護保険特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第19 議案第19号 平成28年度南国市水道事業会計予算

- 第20 議案第20号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第25 議案第25号 南国市行政不服審査会条例
- 第26 議案第26号 南国市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 第29 議案第29号 南国市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第33号 南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第34号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第35号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第36号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第37号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第38号 南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第39号 南国市職員の退職管理に関する条例
- 第40 議案第40号 南国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第41号 南国市幼児教育審議会条例及び南国市子ども・子育て会議条例の一部を改

正する条例

- 第42 議案第42号 第4次南国市総合計画基本構想の策定について
- 第43 議案第43号 市道の認定について
- 第44 議案第44号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第45 議案第45号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 第46 議案第48号 南国市議会政務活動費の交付に関する条例
- 第47 承認要求書

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第47まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第45号まで、議案第48号

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第45号まで及び議案第48号、以上46件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長今西忠良君。

—————*—————

平成28年3月17日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長

今西忠良

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成27年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第 2 条繰越明許費の補正 第 3 条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 3 号	平成27年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 1 0 号	平成28年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第 2 条債務負担行為 第 3 条地方債 第 4 条一時借入金 第 5 条歳出予算の流用	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 3 号	平成28年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 2 0 号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 2 1 号	南国市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 2 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 2 4 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 2 5 号	南国市行政不服審査会条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第26号	南国市行政手続条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第27号	南国市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第32号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第33号	南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第34号	南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第35号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第36号	南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第37号	南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第38号	南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第39号	南国市職員の退職管理に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第40号	南国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第41号	南国市幼児教育審議会条例及び南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第42号	第4次南国市総合計画基本構想の策定について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第44号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第45号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第48号	南国市議会政務活動費の交付に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

〔21番 今西忠良君登壇〕

○21番（今西忠良君） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託をされました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第10号、議案第13号、議案第20号、議案第21号、議案第23号から議案第27号まで、議案第32号から議案第42号まで、議案第44号、議案第45号、議案第48号の25件であります。

去る17日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、1億3,671万2,000円の減額計上であります。その所要一般財源は371万9,000円の増額であり、市税1億1,892万2,000円、地方消費税交付金1億3,531万8,000円等を増額計上し、財政調整基金等繰入金2億円、市営住宅建物補償費5,408万3,000円等を減額計上するものです。

主な歳出は、総務費関係では、退職手当の増による人事管理費2,453万7,000円、ふるさと応援基金積立金2,001万円及び電子自治体推進事業費1,262万4,000円を増額計上し、知事選挙費等各種選挙費4,056万1,000円を減額計上、消防費関係では、住宅耐震促進事業費3,035万5,000円、震災対策用貯水施設整備工事費7,600万円及び防災備蓄倉庫整備工事費2,100万円を増額計上し、地域集会所等耐震化支援事業費4,277万5,000円及び防災対策加速化基金積立金3,790万2,000円を減額計上するものです。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算等により23事業で総額10億9,683万9,000円を追加計上し、4事業を変更計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成27年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で土地開発基金の預金利子に伴う財産運用収入7万1,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費に係る事務費7万1,000円を減額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成28年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

歳入歳出予算の総額は222億4,000万円で、平成27年度当初予算と比べ2.1%の増額予算となっております。一般財源である市税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の総額は122億8,679万円で、前年度に比べ1.4%増加しております。歳入の構成比は、自主財源が35%、依存財源が65%の割合で、社会保障経費及び普通建設事業費の増加により財源不足が発生し、財政調整基金から4億5,000万円の繰り入れを行うものです。

主な歳出として、総務費関係では、退職手当2億3,079万6,000円、ふるさと応援基金積立金1億5,000万円、電算システム維持管理等に係る電子自治体推進事業費1億2,167万9,000円、国土調査事業費1億484万円を計上し、消防費関係では、自家給油施設及び西部防災活動拠点施設整備費を含む消防施設費9,857万5,000円、小型動力ポンプ付水槽車等の購入費8,556万9,000円、津波避難路整備工事費及び災害用備蓄品購入費を含む防災費1億4,184万1,000円を計上しております。また、公債費は、元利償還金20億2,818万9,000円を計上し、債務負担行為として、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億3,062万7,000円及び給食センター整備事業費9億7,864万9,000円を計上しております。

款項逐一慎重審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成28年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ1億939万6,000円で対前年度7,402万8,000円の増額予算となっております。街路事業南国駅前線土地取得事業に係る用地取得及び補償費等を計上したことによるもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正による徴収の猶予等に関する事項の制定及び平成28年度分から固定資産税の税率1.45%を1.4%に引き下げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例につきましては、税外収入の延滞金の割合についても特例制度を設け、市税のものと同率にするため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長部局内の部署間での個人番号を含む個人情報の利用の規定を見直すこと、及び幼保支援課を廃止し市長部局に子育て支援課を設置することに伴い、市長部局と教育委員会での個人番号を含む個人情報の提供の規定を見直すため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第24号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査法の全部が改正され、新たな法が本年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市行政不服審査会条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に対する裁決をする場合に諮問する第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の改正に伴い、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの規定を新設するため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査の申出に係る規定を整備するため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県職員の給与の改定に伴い職員の給与等を改定すること、並びに地方公務員法の改正に伴い職務の分類の基準である等級別基準職務表を定めること、及び人事評価制度の導入に関連する規定の整備を行うことから本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度の導入に関連する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理職員特別勤務手当を企業職員についても新設すること、及び地方公務員法の改正に伴い人事評価制度の導入に関連する規定の整備を行うことから、本条例の一部を改

正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会委員長の職が廃止されたことにより規定を削除すること、南国市行政不服審査会の委員の報酬等を定めること、及び一般職の職員の初任給を引き上げることに伴い、特別職の職員の報酬について引上げを行うため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、勤務期間が長期にならない職員に対しても国家公務員と同様に退職手当の調整額の規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い同法の引用条項の項番号を変更すること、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として制度化されたことに伴い、規定の整理を行うため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、旧共済組合員期間を有する者が新規裁定される場合に額の調整の規定を設けるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号南国市職員の退職管理に関する条例につきましては、地方公務員法の規定により、本市の職員を退職した者が本市に対し契約することを求めるなどの働きかけを禁じ、営利企業等に就職した場合に退職前の任命権者に届け出ることを義務付けるため、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号南国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法が改正され、任命権者が市長に対し報告しなければならない人事行政の運営の状況に関する事項に人事評価及び退職管理が加えられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号南国市幼児教育審議会条例及び南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度の機構改革で市長部局に子育て支援課が設置されることに伴い、教育委員会事務局幼保支援課が所管する事務を移管し、同課を廃止することから関

係する条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号第4次南国市総合計画基本構想の策定について、につきましては、平成28年度から10年間を計画期間とする第4次南国市総合計画基本構想を策定することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、につきましては、南国市消防団員の退職金事務を委託している高知縣市町村総合事務組合から本年4月1日仁淀川中央清掃事務組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、につきましては、高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第48号南国市議会政務活動費の交付に関する条例につきましては、議員の質の向上を図り幅広い議員活動を行うための政務活動費の交付に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（西岡照夫君） 産業建設常任委員長岩松永治君。

＊

平成28年3月17日

南国市議会議長 西岡照夫君様

産業建設常任委員長

岩松永治

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成27年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 2 号	平成27年度南国市下水道事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 4 号	平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 7 号	平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 9 号	平成27年度南国市水道事業会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	平成28年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	平成28年度南国市下水道事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第19号	平成28年度南国市水道事業会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第22号	南国市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第28号	南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第29号	南国市企業立地促進条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第43号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔5番 岩松永治君登壇〕

○5番（岩松永治君） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、2号、4号、7号、9号、10号、11号、12号、14号、17号、19号、22号、28号、29号、43号の以上15件であります。

去る17日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、事業費確定に伴う農業振興育成補助金等事業費3,598万円及び畜産振興育成補助金等事業費2,839万2,000円を減額計上し、土木費関係では、国の補助事業費確定等に伴う社会資本整備総合交付金事業費4,050万円を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成27年度南国市下水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、2,236万6,000円の減額計上であります。歳出におきましては、職員人件費及び補助事業費の確定等による下水道費2,236万6,000円を減額計上するものであります。歳入におきましては、一般会計繰入金2,056万6,000円等を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、229万8,000円の減額計上であります。歳出におきましては、職員人件費及び維持管理費の確定等による農業集落排水事業費229万8,000円を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、10万円

の増額計上であります。歳出におきましては、公債費6万7,000円を減額し、工業団地造成事業費16万7,000円を増額計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成27年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、上水道事業収益を505万1,000円減額し、上水道事業費用を2,037万4,000円減額するものであります。資本的収入及び支出においては、上水道資本的収入を1億2,438万円減額し、上水道資本的支出を650万2,000円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成28年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費4億5,417万1,000円、高知南国道路周辺対策農道水路整備事業費9,484万6,000円、林業振興育成補助金等事業費2億6,319万4,000円を、商工費関係では、商工振興費4,094万8,000円、企業立地促進奨励金4,542万4,000円を、土木費関係では、道路維持費7,650万4,000円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費2億9,300万円、街路事業高知南国線整備事業費11億4,383万円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成28年度南国市下水道事業特別会計予算については、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,664万3,000円で対前年度5,728万7,000円の減額予算であります。歳入では、国庫支出金1億300万円、市債1億7,570万円、受益者負担金及び使用料等の収入2億3,635万7,000円並びに一般会計からの繰入金3億158万6,000円を計上し、主な歳出では、下水道施設費2億983万円、流域関連公共下水道維持管理費8,187万6,000円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,869万3,000円で対前年度240万8,000円の減額予算であります。歳入では、県補助金19万1,000円、貸付金元利収入等869万1,000円及び繰越金981万1,000円を計上し、歳出では、貸付事業費1,304万3,000円及び公債費565万円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算については、本予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,487万2,000円で、対前年度71万2,000円の減額予算であります。歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,095万2,000円及び一般会計からの繰入金1億

2,392万円を計上し、主な歳出では、農業集落排水総務費1,762万6,000円、公債費1億1,584万5,000円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計予算については、本予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,620万円対前年度6億2,280万円の増額予算となっております。歳入では市債6億3,620万円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費6億3,540万円及び公債費80万円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成28年度南国市水道事業会計予算については、収益的収支は、収入では7億585万5,000円、支出では6億4,084万5,000円、業務の予定量は給水戸数1万9,050戸、年間給水量521万6,000立方メートルの見込みであります。建設改良事業に伴う資本的収支につきましては、収入では3億4,940万円を、支出では6億6,995万1,000円を予定しており、不足する額3億2,055万1,000円は当年度分損益勘定留保資金1億9,664万9,000円、減債積立金7,390万2,000円、建設改良積立金5,000万円を補てんをするものであります。主な建設改良費の工事請負費につきましては、管路の耐震化工事、未普及地域解消のための配水管布設工事などに3億7,680万円を計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、農業基盤整備促進事業について分担金を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例については、消費者安全法の改正により消費生活センターの組織、運営等に関する事項について、条例で定めることとなったため、本条例を制定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号南国市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、現在企業立地計画に基づき新設する企業については企業奨励金の対象となっていないため、新たに対象に加えるため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第43号市道の認定については、高田前3号線及び能間2号線が、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る15日に現地

調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長土居篤男君。

＊

平成28年3月17日

南国市議会議長 西岡照夫様

教育民生常任委員長

土居篤男

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成27年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	平成27年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第6号	平成27年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第8号	平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第10号	平成28年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第15号	平成28年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第16号	平成28年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第18号	平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第30号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第31号	南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第30号、議案第31号の以上10件であります。

去る3月17日、委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害福祉サービスの増による障害者自立支援給付事業費2,500万円及び国の補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費1億6,080万9,000円を増額計上し、事業費の確定による児童手当費1,736万5,000円等を減額計上しました。衛生費関係では、予防接種委託料等の減により保健衛生予防費500万円を減額計上し、教育費関係では中学校校舎の非構造部材耐震化に係る事業費2,000万円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成27年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、1億278万1,000円の増額計上であります。歳出の主なものは、給付実績に基づく給付見込額の見直し等による保険給付費5,559万9,000円、共同事業拠出金5,118万9,000円等を増額計上しております。歳入では、交付額の決定に伴う国庫支出金1,019万7,000円、県支出金1,176万8,000円及び一般会計繰入金639万6,000円を減額計上し、共同事業交付金1億2,711万3,000円及び諸収入402万9,000円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成27年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、6,180万3,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、給付実績に基づく給付見込額の見直し等による保険給付費2,000万円等を減額計上し、歳入では、保険料徴収実績等による保険料2,190万3,000円、保険給付費等の減額に伴う国庫支出金2,764万2,000円、支払基金交付金626万8,000円、県支出金331万3,000円及び繰入金276万6,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、265万9,000円の増額計上であります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金356万6,000円を増額計上し、歳入では、保険料徴収実績等による保険料187万3,000円等を減額計上し、一般会計繰入金535万7,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成28年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費9億5,965万7,000円、後期高齢者医療関連事業費7億5,313万2,000円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金4億9,091万6,000円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金1億9,795万6,000円及び介護保険特別会計繰出金5億8,063万2,000円、児童手当費7億6,460万6,000円、児童扶養手当費2億7,837万4,000円、民営保育所等費10億3,230万円、認定こども園事業費2億3,749万4,000円、公立保育所費4億5,641万8,000円、乳幼児医療費助成事業費1億9,746万7,000円、生活保護扶助費17億1,925万円を計上しております。

衛生費関係では、公的病院運営助成金6,371万3,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億2,201万2,000円、妊婦・乳児健康診査事業費4,131万円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,650万6,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金1,100万円、香南清掃組合負担金

及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費 5 億307万8,000円、し尿処理施設運営事業費 2 億3,509万4,000円、最終処分場関係一般管理費7,846万1,000円を計上しております。

教育費関係では、小中連携学力向上推進プロジェクト事業費1,080万4,000円、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を含む学校指導事務局費5,417万7,000円、小・中学校コンピューター教育事業費5,093万5,000円、給食センター整備事業費 8 億 4 万3,000円、中学校普通教室への空調設置に係る事業費6,450万円を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成28年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ68億5,483万9,000円で、前年度に比べ 1 億1,322万4,000円の増額予算となっております。歳入では、国民健康保険税10億8,964万5,000円、国庫支出金16億4,463万1,000円、療養給付費交付金 1 億7,279万円、前期高齢者交付金15億227万2,000円、県支出金 3 億7,354万6,000円、共同事業交付金15億4,772万円、一般会計繰入金及び基金繰入金 5 億607万1,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費7,633万1,000円、保険給付費42億5,921万2,000円、後期高齢者支援金等 6 億4,806万4,000円、介護納付金 2 億5,094万円、共同事業拠出金15億6,522万4,000円、特定健康診査を含む保険事業費4,448万円等を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成28年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ39億5,896万円で、前年度に比べ 1 億805万1,000円の増額予算となっております。歳入では、第 1 号被保険者の保険料 7 億4,425万6,000円、国庫支出金 9 億5,287万7,000円、支払基金交付金10億7,135万9,000円、県支出金 5 億6,854万2,000円、一般会計等からの繰入金 6 億2,063万2,000円を計上しました。歳出では、職員の人件費を含む8,478万7,000円、保険給付費37億2,560万円、職員 1 名の人件費を含む地域支援事業費 1 億4,794万6,000円を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 億6,102万4,000円で、前年度に比べ、6,275万5,000円の減額予算となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料 4 億6,240万3,000円、一般会計からの繰入金 1 億9,795万6,000円を計上し、歳出では職員人件費を含む総務費2,752万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億3,288万9,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、改正の内容は地域密着型通所介護のサービスが創設されたことに伴い、当該サービスに関する基準を定めることであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第31号南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、改正の内容は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、その活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聞くための協議会の設置に関する規定を設けることであり、適当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） これにて委員長の報告は終わりました。

これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。3番浜田憲雄君。

〔3番 浜田憲雄君登壇〕

○3番（浜田憲雄君） 3番浜田憲雄でございます。

私は、なんこく市政会を代表いたしまして、今議会に提案されました全議案に賛成するものであり、特に議案第10号平成28年度南国市一般会計予算につきまして賛成討論を行うものであります。

さて、橋詰市政も3期目に入り、これまでの2期8年間の実績に加え、南国市のさらなる飛躍発展のため、平成28年度から今後10年間のまちづくりの指針となる第4次南国市総合計画を作成のもと、まち・ひと・しごと創生総合戦略における各施策の着実な実施とあわせて、地方創生の核となる少子化対策及び子育て支援策の推進、また長年の懸案でありました固定資産税

の標準税率への引き下げを英断するなど、活力あふれる南国市を目指した積極的な予算編成に対しまして、心より敬意を表するものであります。

本予算の総額は222億4,000万円で、平成27年度当初予算に比べて4億5,000万円、2.1%の増額予算となっております。

それでは、主な内容につきましてその理由を申し述べます。

民生費関係では、障害者自立支援給付事業費9億5,965万7,000円、広域連合負担金を含む後期高齢者医療関連事業費7億5,313万2,000円、子供のための児童手当費7億6,460万6,000円、さらに認定こども園事業費2億3,749万4,000円、そして乳幼児医療費助成事業費1億9,746万7,000円など、福祉全般にわたり目配りを行い、可能な限り予算計上されていることについて高く評価をいたします。

農林水産業費関係では、農業振興費育成補助金等事業費4億5,417万1,000円、多面的機能支払交付金事業費9,683万円、高知南国道路周辺対策農道水路整備事業費9,484万6,000円、そして林業振興育成補助金等事業費2億6,319万4,000円など、また商工費関係では、災害対応型給油所整備促進事業費補助金及び中小企業振興助成金を含む商工振興費4,094万8,000円、企業立地促進奨励金4,542万4,000円並びに観光費2,394万5,000円など、熱意の見える積極予算に敬意を表します。

次に、土木費関係では、揺るぎない地方基盤整備を進めるため、社会資本整備総合交付金事業費2億9,300万円、市単独道路新設改良工事費5,750万2,000円、さらに街路事業高知南国道整備事業費11億4,383万円、そして篠原地区の土地区画整理事業費5,466万4,000円を含むなど、将来につながる都市づくりが大いに期待される予算となっております。

また、消防費関係では、自家給油施設及び西部防災活動拠点整備費を含む消防施設費9,857万5,000円、小型動力ポンプつき水槽車等の購入費として8,556万9,000円、さらに住宅耐震対策促進事業費含む防災費が1億4,184万1,000円など、防災・減災を軸に市民が安心して暮らせる予算計上に高く評価をいたします。

最後に、教育費関連では、小中連携学力向上推進プロジェクト事業費1,080万4,000円、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を含む学校指導員事務局費5,417万7,000円、そして小中学校コンピューター教育事業費5,093万5,000円、また給食センター整備事業費8億4万3,000円並びに中学校普通教室への空調設置に係る事業費6,450万円など、次代を担う子供たちへの教育環境づくりに深く配慮したことに対しまして心から敬意を表するものであります。

以上述べましたとおり、今期定例会に提案されました議案第10号平成28年度南国市一般会計

予算に賛同するものであり、市長並びに執行部におかれましては、今後とも市民生活のさらなる向上と安全・安心、住みよい地域づくりに全力挙げて取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして私の賛成討論といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 私は、議案第48号南国市議会政務活動費の交付に関する条例について賛成する立場から、日本共産党市議団を代表して、あり方に触れ、討論をいたします。

ほんの最近、東京のある区議会では、政権与党の2党の議員に政務活動費の返還命令が出されました。兵庫の号泣県議に代表されるようなでたらめさほどでは、それほど有名ではなかったというふうに思います。だから報道性が薄かったのかもしれませんが。

政治家がよく使う言葉に、倫理観という言葉があります。その返還命令と倫理観、本質的に違った行為であります。私は今大きな問題になっている、まさに深刻な状況であります老後破産あるいは国民年金だけの生活者の生活保護以下の暮らし、これらと余りにも別個社会から発生しているように思えてなりません。

南国市でも政務活動費をめぐる会議の論戦の中で、政務活動費がないからというふうな前提があるかのごとく、勉強ができません、あるいは子供がこれから成長していく過程、中学、高校になるから生活が成り立たん、大学への仕送りが要る、または議員歳費が少ないから研修等に参加したくてもできませんなどの議員歳費論が高揚したのは異様でした。場所が違うと思います。

議員報酬は、労働の対価として受け取る賃金ではありません。市民の代弁者として市民生活の向上に、行政の民主化に努め、市民の血税をいただくわけであります。だから、議員活動そのものがみずから正していかなければなりません。議員はお手盛りで決める、あるいはそういうような権限も持っております。だからこそ市民の奉仕者としての献身在日常的に試されているのです。

歳費が少ないと思えば、特別職報酬等審議会に堂々と俎上されるよう求めたらどうでしょうか。あくまでも議員歳費と政務活動費を混同されんように願っております。

確かに政務活動費は前やっておりました。議員人数も法定数の7割となり、議会活動が広範囲で多忙となり、専門性が求められ、さらにグローバルな世界観が必要そのものとなっています。私はその点では政務に高度な判断力が求められる、その対応力が必要となっています。そのように思います。政務活動費の取り組みには議会の大きな改革が、前進が同時に求められていると思います。

議会は公開の原則の拡大、傍聴者との距離の接近、それへの対応、さらには庁内テレビ等の放映など、開かれた議会づくり、そのことが相まってそして市民との協働の社会をつくっていく議員の理念、誇りがそこに出てこなければならんと思います。

以上の見解を述べ、賛成討論といたします。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第17号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第22号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はい

ずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第22号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号から議案第37号まで、以上14件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第37号まで、以上14件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号から議案第45号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第45号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（西岡照夫君） 日程第47、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

平成28年3月22日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長 今西忠良

産業建設常任委員長 岩松永治

教育民生常任委員長 土居篤男

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議発第1号、議発第2号

○議長（西岡照夫君） ただいま議発第1号、議発第2号、以上2件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	浜田 勉
賛成者	〃	土居 恒夫
〃	〃	有沢 芳郎
〃	〃	浜田 憲雄
〃	〃	植田 豊
〃	〃	高木 正平
〃	〃	山中 良成
〃	〃	岩松 永治
〃	〃	岡崎 純男
〃	〃	前田 学浩
〃	〃	野村 新作
〃	〃	浜田 和子
〃	〃	神崎 隆代
〃	〃	西川 潔
〃	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	小笠原 治幸

賛成者	南国市議会議員	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 西 岡 照 夫 様

.....
議発第1号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合があります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状はすぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（IRB脳震盪ガイドライン）でしかみられません。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat 2 やScat 3 において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、PocketScat 2 に於いては各

種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1. <教育機関での周知徹底と対策>

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に<PocketScat 2>の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2. <専門医による診断と適切な検査の実施>

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけでなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、<Scat 3（12歳以下の場合はChildScat 3）>を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3. <周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置>

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への周知・啓発・予防をより一層図ること。

4. <園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止>

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

南 国 市 議 会

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 様
文部科学大臣	馳 浩 様

＊

議発第2号

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 篤 男
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 西 岡 照 夫 様

議発第2号

ＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定は２月４日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「ＴＰＰ対策費」を含む補正予算を通し、約２,９００ページとされる協定書及び付属書の公表も２月２日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方ＴＰＰ協定は、少なくともＧＤＰで８５％以上６カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、ＴＰＰ「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても１１月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米・麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品５品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要５品目の３割、その他農産品では９８％の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要５品目の「例外」も、７年後に米国など５カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは高知県はじめ中山間地の多い各県の地域農業は立ち行かず、地域経済の崩壊を招きます。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。ＴＰＰと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

よって、このような問題が多い、国会決議に違反するＴＰＰ協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年３月２２日

南 国 市 議 会

衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。この際、以上2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） この際、議発第1号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議発第1号は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議発第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議発第2号TPP協定の国会批准をしないよう求める意見書案について提案理由を申し上げます。

TPP環太平洋パートナーシップ協定は、2月4日に調印を終えまして、各国での批准作業に移っております。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないままTPP対策費を含む予算を通し、約2,000ページとされる協定書及び附属書の公表も2月2日になるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしております。国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくありません。

一方、TPP協定は少なくともGDPで85%以上、6カ国以上の批准がなければ成立せず、

米国と日本のいずれかが批准しなければ成立をしません。

今行われているアメリカ大統領選挙の候補者のうち、TPP大筋合意は少数派であります。トランプ氏、クリントン氏ともアメリカに不利な合意であると主張しています。加えて自動車関連の労働組合も、関税下げで労働者の仕事が失われると猛反対をしております。米国の批准は早くても11月と言われております。いわゆる大統領選挙、議員選挙後と見られております。このような米国の事情とは無関係に日本の今国会中の成立を目指すのは、余りにも拙速過ぎると思います。

また、3月18日の高知新聞に革新評論という欄で、共同通信編集委員杉田弘毅氏が記事を出していましたが、従来のアメリカの指導者にいろんな幅はあったが、日米強化にぶれはなかった。しかし、共和党のトランプ氏は、1980年代の日本たたきのような日本は米国から職を奪っている、為替操作で安く製品を輸出している、安全保障を米国にただ乗りだと繰り返し、支持者がそれに対してうなずいております。来日中のウォールストリートジャーナル紙のデビッド・フェイス記者は、トランプ氏は過去30年、40年前から米国民が持つ日本への恨みを持ち出して国民の怒りをあおっていると紹介しております。そして、クルーズ氏は、その支持母体からして孤立主義、保護主義が信条だと見ております。反国際主義が共和党を乗っ取ったかに見えるとも言っております。一方の民主党も、クリントン氏が環太平洋連携協定を批判するように、かつてオバマ政権のアジア重視の旗振り役を務めた面影はない。対抗馬のサンダース氏の保護主義政策の人気にあおられている。話題づくりで競い合う予備選挙さえ終われば、米国民は現実的な政策を選択するとの声も聞かれる。しかし、トランプ現象の背景にあるリーマン・ショックからの回復が偏り格差が広がった。メキシコからの大量の移民で職を奪われている。テロとの戦いにも出口が見えない。こういう米国民の不安は、予備選挙を終わっても変わらない。米国は世界の警察官でないと宣言をして中東やウクライナ問題での介入を可能な限り控えたオバマ政権も含めて、米国は党派とは無関係に長期的な孤立主義時代に入ったと見るべきだろうと。

また、アメリカ紙の別の記者は、日本は米国の空白を埋めるためにインドやオーストラリア、フィリピンなどと安全保障協力の強化を迫られるだろうと語った、というふうに紹介をしております。さらに、大統領選挙の行方を占うには早過ぎる。しかし、米国頼みの終えんに備えておいて間違いはなさそうだとっております。

保護主義が強まり、自国の利益を最大限確保するために、なりふり構わないことになると思われます。再交渉でさらに譲歩を迫ってくるであろうとも見られております。また、協定の内

容も大きな問題で、米、麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。政府が守ったという重要5品目も例外はなく、7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今示されている合意は通過点にすぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります。

これでは高知県初め中山間の多い各県の地域農業は立ち行かず、地域経済の崩壊を招きます。

また、農産物に限らず食料加工品でも、食品添加物規制や表示が貿易を阻害するとしてやり玉に上がって、日本で農薬として登録されているものがアメリカでは食品添加物として使用が認められており、こういうものが表示もされずに日本の食卓に上がってくるおそれがあります。今牛、豚の肥育には、日本以外では成長ホルモンを混入した飼料を大量に与えております。EUでは、25年ぐらいだと思いますが、以上前にこの肉の輸入を全面的に禁止をしております。その結果、今では乳がんの発症率が下がっておると言われております。輸入肉使用の肉加工品には、成長ホルモンが残留していることは間違いありません。これを規制すること自体がアメリカの輸出を阻害するものだといって、日本の規制に係る機関や国や自治体、南国市も例外ではありません、学校給食に市内産を使おうなどというのは排外主義と見られまして、これがT P Pのために設置された裁判機構に告訴されることになります。

食料品にとどまらず、医薬品も特許期間の延長が要求され、効果が同じジェネリック医薬品を保険適用するまでの期間が長くなり、低所得層の人々の治療に使いにくくなってしまいます。

また、政府は農業対策をやると言っておりますが、例えば養豚業には赤字補填をしますなどと言っております。赤字補填をしてくれりゃあ、しょうまつことええわというふうに感じますけれども、農家にとっては所得補償でなければなりません。アメリカでは事実、所得補償として農家に支給をされております。農業所得申告書を書いておられますとわかりますが、収支内訳書には売上収入と経費を記帳します。差し引き残りが所得になるわけです。収支の赤字を補填しても収支とんとんにしかならず、利益所得は出ません。ごまかしていると言えます。

最後に、T P P交渉と並行して行われてきた日米2国間協議では、アメリカからの規制緩和を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことまで踏み込んでおります。

このような問題の多い国会決議にも違反するT P P協定の国会批准は行わないことを強く求めまして提案理由といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） これにて提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 私は、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書、それに賛成する立場から討論に参加をいたします。

このTPPをめぐっては、市議会の議員の諸君あるいは新しい議員も、そして前からの議員さんも問わず、国の存亡をかけての判断が求められてやってきました。国民一人一人のテーマとして大論戦が全国津々浦々でやられ、反対の大合唱が形成されたのは記憶にあるところ、皆さんも御存じのとおりです。

土居篤男氏も今触れましたが、アメリカの大統領選挙でも大きな争点となっております。今やTPPノーが一本化の方向になっていると言ってもいいくらいアメリカの大統領選挙です。また、異色の大統領選挙とも言われています。既存の政党、共和そして民主の二大政党に公然とノーという声がまさに世論になっている。これはイギリスの二大政党、保守党、労働党もそのような憂き目に追いやられているというのが世界の政党の大きな混濁とした状況であります。

このTPPをめぐっては、これを仕切ってきたアメリカでの大企業モンサント社の力というのが、この討論などを踏まえた中で大きく変わってきています。遺伝子組み換えの脅威、これをモンサント社は会社の意思、会社の都合で表示するしないを任せよというふうなことをやりました。それはアメリカの幾つかの州で、この遺伝子組み換えはだめという表示が州法によって出されている所がある。それを、言うならば広がることを阻止せんがためにやろうとしたモンサント社の意向が、食の安全を願う国民の声の中で追いやられてきている。つまり世界的に、あるいは輸出大国アメリカにとっても大きな食への安全の問題が、深刻な形あるいは大真面目な形で取り組まなければならないということが実証されています。

また一方、食の安全から今度は食べる、そのことについての飢餓の問題が新たにまた生まれてきています。世界的にはエルニーニョ現象でアフリカ南部では1,400万に及ぶ人の飢餓状況がつくられています。とりわけ五、六百万の人については本当に深刻な状況があるとまで言われています。

そんな中で、私ども日本の置かれている状況、アジアモンスーン地帯の水田農業の持つ能力、これが改めて評価をされ、これの役割が全地球的なものとして受けとめられてこようとしています。

では、私がTPPの対処をめぐって国民的な合意はどのような形で進められてき、そして意思の表示はどういうようなものであったのか、というものを若干おさらいをしてみます。検証したいと思います。それを矜持という理念、矜持という立場から、あるいは議員としての責任、品格にかけてどうかを問いたいと思います。

日が変わり弁当のようにきよろきよろ変わるというふうなことは、ましてや国民の総論として掲げたTPPノー、これを特定の政党の、またそういう強権的な内容の中どころどころ変わっていくなんてことは、政治の継承性あるいは国民生活への影響という点ではどうだったのかというふうに見なければならぬと思います。

政党では、今政権与党になっている自民党はどうだったでしょうか。うそをつかない、ぶれない、TPP絶対反対の自民党でした。政党が公約として国民に約束したことをほごにすることは許されるものでしょうか。あるいは、政党理念としてきよろきよろ変わるというふうなことがあっていいのでしょうか。さらに、国会決議、ほとんどの県議会あるいは道議会、県下のほとんどの市議会あるいは町村、そして全ての農業委員会、あるいは全ての農協の総会、あるいは生産組織、あるいは労働組合の決議、まさに国民挙げての政治意識の高揚の中で、民族の自決権が決定されていました。それを今触れたように、強権政治でそれをぶっ壊していくというようなことは許されません。そのときにまた皆さんも、わやにすな、おかしいねや、というふうにお思いになっていると思います。

今食料自給率という言葉が消えました。食料自給量という言葉にすりかえて外国農産物輸入受け入れを強めています。そういう体制が今とられようとしています。食の安全が追いやられています。今日本の食料は、全世界から、いけば絶対安全な日本の食料とまで評価が高いわけであり、その日本の食料自給率、39%から上がりません。これは世界のいけば指導者になりたいというぐらいの発達した国の中では超々最低です。世界の優秀な国というのは、もちろん100%のところもありますけれども、50%、60%を切るなんていうことは、世界の国の中で

最低の線。ずっと前にアメリカのブッシュ大統領はこういうふうに言いました。食料自給率がないなんていう国は、いけばみそくそに言われました。これはアメリカで堂々と演説をされました。それくらい食の安全というものは、いけば全世界的な共通のテーマです。

皆さん、南国市は農業都市、農村都市、その南国市の存亡にかけてTPP推進、これについてはノーという意思表示をして、市民のあすへの希望、農業への安心、これをつくっていきたいと思います。皆さんの御賛同を求めてやみません。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第2号は否決されました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第389回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時28分 閉会